平成26年

第2回市議会定例会 議案第23号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関し、 北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが、これに同 意したいので議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第3条第4項

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての免許の出願について (照会)

平成25年12月19日付けで北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条 第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成26年7月5日までに提出してください。

(建設部土木局砂防災害課事業管理グループ)

公有水面埋立免許願書

平成25年12月19日

北海道知事 高橋はるみ 殿

出願者 出願者の住所 出願者の代表者 代表者の住所 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋(紫3み) 札幌市中央区北1条西16丁目

公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記のとおり出願します。



1. 埋立区域

(1) 位置

函館市古武井町 165番2地先の公有水面

(2) 区域

次のA1の地点からA6の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系による測量成果を使用)

A1の地点~2級基準点H19-1-2-1(北緯 $41^{\circ}47^{\prime}19^{\prime\prime}7368$ 東経 $141^{\circ}7^{\prime}22^{\prime\prime}5876$ X=-245249. 079 Y=+72555. 531)から方向角 $85^{\circ}47^{\prime}52^{\prime\prime}$ の方向346.482mの地点

A2の地点~A1の地点から

方向角 85°06'20"の方向 5.34mの地点

A3の地点~A2の地点から

方向角 88°43'37"の方向 5.81mの地点

A4の地点~A3の地点から

方向角178°41'51"の方向 2. 20mの地点

A5の地点~A4の地点から

方向角269°13'27"の方向 5.91mの地点

A6の地点~A5の地点から

方向角 264°34'59"の方向 5.24mの地点

(3) 埋立面積

埋立区域面積

24.17 m²

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市古武井町156番1、165番3、165番7地内並びに131番1、132番1、137番1、138番1、143番1、144番1、144番2、144番3、148番1、148番6、155番1、155番2、155番3、156番1、164番1、165番1、165番2、165番2、165番3、165番6及び165番7地先

(2) 区域

次のB1の地点からB37の地点までを順次に結んだ線及びB1の地点とB37の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系による測量成果を使用)

B1の地点~2級基準点H19-1-2-1(北緯41°47'19"7368 東経141° 7'22"5876 X=-245249.079 Y=+72555.531)から方向角89°51'30"の方向121.391mの地点

B2の地点~B1の地点から 方向角 82°00'11"の方向 19.90mの地点

B3の地点~B2の地点から 方向角 82°18'46"の方向

19.70mの地点

B4の地点~B3の地点から 方向角 79°38'55"の方向 19.53mの地点

B5の地点~B4の地点から 方向角 70°29'29"の方向 19.63mの地点

B6の地点~B5の地点から 方向角 72°22'46"の方向

15.55mの地点

B7の地点~B6の地点から 方向角 72°22'45"の方向 16.07mの地点

B8の地点~B7の地点から 方向角 72°22'34"の方向 8.24mの地点

B9の地点~B8の地点から 方向角 74°31'15"の方向

20. 42mの地点

B10の地点~B9の地点から 方向角 74°43'47"の方向 20.79mの地点

B11の地点~B10の地点から方向角 73°51'02"の方向19.01mの地点

B12の地点~B11の地点から 方向角 89°12'17"の方向 9.80mの地点

B13の地点~B12の地点から 方向角 89°20'26"の方向 13.29mの地点

B14の地点~B13の地点から 方向角 89°44'07"の方向 13.64mの地点

B15の地点~B14の地点から	方向角 89°43'49"の方向 6.80mの地点
B16の地点~B15の地点から	方向角102°30'19"の方向 4. 48mの地点
B17の地点~B16の地点から	方向角 94°48'22"の方向 15.97mの地点
B18の地点~B17の地点から	方向角178°42'13"の方向 27. 36mの地点
B19の地点~B18の地点から	方向角267°05'16"の方向 7. 72mの地点
B20の地点~B19の地点から	方向角264°33'17"の方向 15. 28mの地点
B21の地点~B20の地点から	方向角358°08'28"の方向 14.86mの地点
B22の地点~B21の地点から	方向角265°05'19"の方向 3. 70mの地点
B23の地点~B22の地点から	方向角267°05'50"の方向 13.07mの地点
B24の地点~B23の地点から	方向角268°52'10"の方向 9.83mの地点
B25の地点~B24の地点から	方向角263°36'28"の方向 8. 77mの地点
B26の地点~B25の地点から	方向角258°16'03"の方向 27. 34mの地点
B27の地点~B26の地点から	方向角250°13'42"の方向 10.03mの地点
B28の地点~B27の地点から	方向角252°21'05"の方向 25. 97mの地点
B29の地点~B28の地点から	方向角342°15'11"の方向 1.87mの地点
B30の地点~B29の地点から	方向角251°35'11"の方向 25.50mの地点
B31の地点~B30の地点から	方向角163°00'16"の方向 1. 57mの地点
B32の地点~B31の地点から	方向角253°00'07"の方向 13. 22mの地点

B33の地点~B32の地点から	方向角256°54'00"の方向 5.67mの地点
B34の地点~B33の地点から	方向角255°44'07"の方向 13.02mの地点
B35の地点~B34の地点から	方向角256°06'48"の方向 19.98mの地点
B36の地点~B35の地点から	方向角257°32'47"の方向 20.00mの地点
B37の地点~B36の地点から	方向角258°33'04"の方向 19.98mの地点

(3) 面積

施行区域 面積

4652.32 m²

3. 埋立地の用途

階段敷地

- 4. 設計の概要
 - (1) 埋立地の地盤の高さ

階段工天端高

T.P.-0. $5\sim+6$. $1m(SP1807.30\sim SP1818.35)$

(2) 岸壁、堤防、護岸その他これらに類する工作物の種類及び構造

階段工

L=12.85m

天端高 T.P.-0.50m~+6.10m

+0.60mまで水中コンクリートを打設し、+6.10mまで場所打ちコンクリートを打設する。

(3) 埋立に関する工事の施工方法

階段工の施工は道路護岸の整備と並行して行い、消波工に据え付ける異形ブロックの仮置き と網かごによる波除工を設け、静穏を保った上で、水中コンクリート、場所打ちコンクリートの 打設を行う。

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

別添図による。

5. 埋立に関する工事の施工に要する期間

1年9ケ月間



